

住居表示制度について

住居表示が実施されていない地区では、土地の番号である「地番」が住所として使われています。

「地番」は、市街化が進むにつれ、土地の分筆・合筆により欠番や飛び番が生じることや、一筆の土地の上に複数の建物が建ってしまうような場合があるため、住所の所在が分かりにくくなっています。

そこで、市では、「地番」とは関係ない合理的な番号を、街区（道路等で区切られたブロック）と建物に順序よく付け住所とする住居表示の整備を行い、住所を分かりやすくすることで、住み良いまちづくりを進めています。

住居表示の基本的な考え方・具体的な定め方は次のとおりとなっています。

○ 住居表示の方法

住居表示は、次のいずれかの方法を選択し、整備されています。

(1) 街区方式

住居表示の方法は、区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域に付けられる符号及び当該街区にある建物につけられる住居番号を用いて表示する方法。

(2) 道路方式

道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物につけられる住居番号を用いて表示する方法。

《例》(実施前) 千葉市中央区 都 町 ○○○ 番地 ○○
 若葉区 加曽利町 ○○○ 番地 ○○
 ↓ (町 名) (地 番)

(実施後) 千葉市 中央区 都町7丁目 ○番 ○号
 (町 名) (街区符号) (住居番号)

(3) 町名の考え方

町名を新たに設定するときは、従来の名称・歴史的に由緒ある名称等を考慮して定めます。

(4) 町（丁目）の区域の設定の仕方

町（丁目）の区域は、原則として道路・水路・鉄道等、恒久的で明確な地形や施設の側線をもって定めます。

千葉市では「丁目」の順序は、原則としてJR千葉駅に近い方から順番に設定します。

(5) 「街区符号」の定め方

区画街路等により街区を分け、原則としてJR千葉駅に最も近い街区から連続蛇行して右回りに付番します。

(6) 「住居番号」の定め方

各々の街区のJR千葉駅に最も近い角を起点とし、街区ごとに右回りに各建物に付番します。

空き地等がある場合は、将来の住宅の建ち方を想定して定めます。

<住居表示のイメージ>

